【IV. 操縦士に関する各種証明について】

操縦士については、技能証明の資格の他に、特殊な運航を行う場合など、次のような証明が必要となる場合があります。

1. 計器飛行証明

計器飛行証明とは、次の飛行を行う場合に必要となる証明です。

(1) 計器飛行

航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う航法 のことです。(航空法第2条第15項)

(2) 計器航法による飛行

航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行のことで、その飛行が110km又は30分以上に及ぶ場合です。(航空法施行規則第66条)

(3) 計器飛行方式による飛行

管制圏のある飛行場から離陸し、管制区を経由して、管制圏のある飛行場 へ着陸する方式で、管制官の許可をもらい、その指示どおり行う飛行のこ とです。(航空法第2条第16項)

このような飛行を行う場合は、計器飛行証明が必要となります。

2. 操縦教育証明

操縦教育証明とは、次の飛行を行う場合に必要となる証明です。

- (1) 技能証明を有しない者が操縦の練習をする場合
- (2) 技能証明は有しているが、違う種類の航空機の操縦練習をする場合(例えば、飛行機の技能証明を有している者が滑空機の操縦練習をする場合) このような飛行を行う場合は、操縦練習に使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有していて、更に操縦教育証明が必要となります。

3. 航空英語能力証明

航空英語能力証明とは、次の飛行を行う場合に必要となる証明です。

- (1) 本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う航行。
- (2)本邦外の各地間において行う航行(本邦以外の国の領域を航行するものに 限る。)。
- (3) 本邦内から出発して着陸することなしに本邦以外の国の領域を通過し、本邦内に到着する航行。

このような飛行を行う場合は、航空英語能力証明が必要となります。

これらの技能証明等を受けるためには、国土交通省令で定める年齢、飛行経歴等を有していなければならず(航空法第26条)、さらに学科試験及び実地試験に合格しなければなりません(航空法第29条)。

